第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号D_n中「都市高速鉄道事業債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式Ⅲの符号中「$E_{16}=0.0253$」を「$E_{16}=0.0252$」に、「$E_{17}=0.0262$」を「$E_{17}=0.0261$」に、「$E_{18}=0.0258$」を「$E_{18}=0.0257$」に、「$E_{19}=0.0164$」を「$E_{19}=0.0260$」に、「$E_{20}=0.0163$」を「$E_{20}=0.0162$」に、「$E_{21}=0.0082$」を「$E_{21}=0.0150$」に改め、同号算式Ⅲの符号E_{23}の次に次のように加える。

			$E_{24}=0.0054$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号G中「及び昭和52年度から昭和57年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成５年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新々特例債」という。）」を削り、同号算式Ⅲの符号H中「（以下「地下鉄事業続特例債」という。）」の下に「及び平成３年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度以降の各年度について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）」を加え、同号算式Ⅲの符号中「$K_{16}=0.0253$」を「$K_{16}=0.0252$」に、「$K_{17}=0.0262$」を「$K_{17}=0.0261$」に、「$K_{18}=0.0258$」を「$K_{18}=0.0257$」に、「$K_{19}=0.0164$」を「$K_{19}=0.0260$」に、「$K_{20}=0.0163$」を「$K_{20}=0.0162$」に、「$K_{21}=0.0082$」を「$K_{21}=0.0150$」に改め、同号算式Ⅲの符号K_{23}の次に次のように加える。

			$K_{24}=0.0054$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号Mを削り、同号算式Ⅲの符号N、O、P、Q、R及びSを同号算式Ⅲの符号M、N、O、P、Q及びRとし、同号算式Ⅳ中「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅳの符号中「$J_{11}=0.020$」を「$J_{11}=0.019$」に改め、同号算式Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧ中「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅷの符号中「$C_{12}=0.027$」を「$C_{12}=0.026$」に改め、同号算式Ⅸ中「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅹ中「$\sum_{n=11}^{23}$」を「$\sum_{n=11}^{24}$」に、「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅹの符号中「$C_{12}=0.054$」を「$C_{12}=0.053$」に、「$C_{21}=0.013$」を「$C_{21}=0.053$」に改め、同号算式Ⅹの符号C_{23}の次に次のように加える。

			$C_{24}=0.007$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅺ中「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅺの符号B中「$\sum_{n=3}^{23}$」を「$\sum_{n=5}^{24}$」に改め、同号算式Ⅺの符号中「$D_3=0.001$」及び「$D_4=0.001$」を削り、「$D_6=0.033$」を「$D_6=0.032$」に、「$D_7=0.033$」を「$D_7=0.032$」に、「$D_{15}=0.035$」を「$D_{15}=0.034$」に、「$D_{17}=0.035$」を「$D_{17}=0.034$」に、「$D_{21}=0.008$」を「$D_{21}=0.029$」に改め、同号算式Ⅺの符号D_{23}の次に次のように加える。

			$D_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅻ中「773円」を「768円」に改め、同号算式Ⅻの符号中「$C_{11}=0.031$」を「$C_{11}=0.030$」に、「$C_{13}=0.031$」を「$C_{13}=0.030$」に改め、同号算式Ⅻ中「$\sum_{n=17}^{23}$」を「$\sum_{n=17}^{24}$」に、「773円」を「768円」に改め、同号算式ⅫⅠの符号中「$C_{21}=0.002$」を「$C_{21}=0.006$」に改め、同号算式ⅫⅠの符号C_{23}の次に次のように加える。

			$C_{24}=0.001$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅢ中「$\sum_{n=18}^{23}$」を「$\sum_{n=18}^{24}$」に、「$\sum_{n=20}^{23}$」を「$\sum_{n=20}^{24}$」に、「773円」を「768円」に改め、同号算式ⅫⅢの符号中「$C_{21}=0.008$」を「$C_{21}=0.029$」に改め、同号算式ⅫⅢの符号C_{23}の次に次のように加える。

			$C_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅣの符号中「$E_{21}=0.010$」を「$E_{21}=0.038$」に改め、同号算式ⅫⅣの符号E_{23}の次に次のように加える。

			$E_{24}=0.006$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅤを次のように改める。

			算式ⅫⅤ $\sum_{n=14}^{24}(B_n\times C_n)\times 0.019+\sum_{n=22}^{24}(D_n\times E_n)\times 0.019+F_n\times G_n$ $\times 0.005+\sum_{n=14}^{24}(H_n\times I_n)\times 0.032+\sum_{n=11}^{19}(J_n\times K_n)\times 0.020\times$ $\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=11}^{19}(L_n\times M_n)\times 0.067+\sum_{n=11}^{22}(N_n\times O_n)\times 0.004\times$ 768円 $0.75+\sum_{n=11}^{22}(P_n\times Q_n)\times 0.004\times 0.50+R_{12}\times 0.033+S_{13}\times 0.034$ $\times A$ $+\sum_{n=14}^{24}(T_n\times U_n)\times 0.019+\sum_{n=14}^{16}(V_n\times W_n)\times 0.019+\sum_{n=14}^{24}$ $(X_n\times Y_n)\times 0.032+\sum_{n=18}^{24}(Z_n\times AA_n)\times 0.027-0.14360\times\beta$ 当該率が負数となるときは０とする。

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅤの符号B_n中「平成22年度」を「平成24年度」に改め、同号算式ⅫⅤの符号中「$C_{15}=1.077$」を「$C_{15}=1.078$」に、「$C_{16}=1.077$」を「$C_{16}=1.078$」に、「$C_{17}=1.062$」を「$C_{17}=1.063$」に、「$C_{18}=1.062$」を「$C_{18}=1.063$」に、「$C_{19}=1.046$」を「$C_{19}=1.047$」に、「$C_{20}=1.046$」を「$C_{20}=1.047$」に、「$C_{21}=0.229$」を「$C_{21}=0.891$」に、「$C_{22}=0.200$」を「$C_{22}=0.203$」に、「$C_{23}=0.169$」を「$C_{23}=0.172$」に改め、同号算式ⅫⅤの符号C_{23}の次に次のように加える。

			$C_{24}=0.125$